

争点2

物件移転補償金の支出における原告側が違法とする主張についての裁判所の判断

裁判所は、地方公共団体の長が移転補償契約を締結することは、当該土地を取得する目的や必要性、契約の提携に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因等の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているとし、そのような事情を総合考慮したうえで、なお、長の判断が裁量権を逸脱し又は濫用するものと評価されるときでなければ直ちに違法となるものではないと解するのが相当であると判示しています。

1	
原告の主張	裁判所の判断
損害保険会社が広く用いる新築費単価法による試算額及び1級建築士による積算額と比較して、市の物件移転補償金が高額過ぎる。	原告が高額すぎるとした根拠は損害保険会社が用いる新築費単価法による試算や、1級建築士による積算金額に基づくものであったが、損害保険会社が用いる新築単価法は、あくまでも簡易な試算であり、建物の個別事情が十分に反映されているとはいえず、合理的な物件移転補償金とは認められない。また1級建築士による積算金額について、エアコンを除いて、単価の根拠が明らかでなく、直ちに採用できない。 市側の補償額については、先ず弥富市が国土交通省中部地方整備局に事務所を置く中部地区用地対策連絡協議会に所属しており、市の補償額は、その連絡協議会が策定した損失補償算定標準書に沿うものであると認められ、その内容に特段、不合理な点は認められない。
2	
原告の主張	裁判所の判断
補償費に含まれている設計監理費が高額過ぎる。	市の積算額は損失補償算定標準書により積算されており、特段、不合理な点はない。
3	
原告の主張	裁判所の判断
駐車場に関する補償費のうち、休業補償料を支払う必要はない。	休業補償料の支払いの適性を認め、休業補償料を支払うことを内容とする移転補償契約を締結することは、直ちに裁量の範囲の逸脱、または濫用があるとは認められない

結論

以上のことから土地購入費及び物件移転補償金の支出をしてはならないとする原告の請求は、一部を却下、その他の訴えに係る請求をいずれも棄却するという判決だった。